

「妙高市総合体育館」、「新井総合公園 体育館」利用上の遵守事項

1. 定期的に利用できる期間・時間など ※年1回の調整

(1) 利用期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間

(2) 利用時間

- 妙高市総合体育館 ① 17時30分～19時30分(月曜日～日曜日)
- ② 19時30分～21時30分(月曜日～日曜日)
- ③ 9時00分～12時00分(土曜日)

※時間帯は従前どおりです。なお、アリーナ・武道場ともに「半面ずつ」の利用とします。

※時間内であれば、開始時刻と終了時刻は変更しても構いませんが、「最低1時間30分の利用時間」を確保してください。

※土日祝は、大会やイベント開催が多いため、利用できない日が多いです。

- 新井総合公園体育館 ① 19時00分～21時00分(月曜日～日曜日)

※従事者は常駐していません。鍵の受渡しは「新井総合公園管理棟」となります。

ただし、4月上旬～11月末日。12月～4月上旬は、妙高市総合体育館にて受渡しとなります。

2. 定期利用条件など

定期利用にあたっては、次のことを条件とする。

(1) 妙高市体育施設条例、妙高市体育施設条例施行規則、妙高市総合体育館利用マナー等に基づき利用を行うこと。

(2) 調整結果は各団体の利用を決定(許可)するものではないので、結果に基づき、利用日の2週間前までに別途所定の利用申請手続きを行うこと。

※期限までに手続きが無い場合は、使用しないものと判断し一般開放します。

(3) 年度当初に予定されている各種大会や行事などが開催される場合は利用できない。その他、各種団体による大会や行事などの開催希望があった場合は、可能な限りこれを優先する。その際は、当事者間により調整を行う。(当方では折衝や整合等は一切しない)

※現在、各競技団体に大会などの利用計画書の提出依頼をしています。

(提出締切日：11月28日(日))

(4) 夏休み期間中(7月中旬頃～8月末まで)は、妙高市が定めた『妙高市スポーツ等合宿の郷づくり推進条例』により、「夏季合宿の利用を優先」とする。合宿利用等で施設利用希望者が調整(交渉)依頼する場合がありますので、その際、連絡担当者の連絡先を教える場合があります。

(5) 市や指定管理者から、イベント・大会などへの動員等の協力依頼があった場合は、可能な限りこれに協力すること。

(6) 調整日に利用しない場合は、必ず事前に指定管理者へ連絡をすること。

なお、利用申請手続き利用(料金納入)が遅い、利用当日の申請手続き(利用料金納入)、キャンセルの連絡がない、利用率が低い等の団体については、実態に応じて調整内容を取り消す場合がある。

※例年、冬期間において利用しない、冬期間のみ利用する団体は日程が決まり次第、速やかに事務局までご連絡ください。

- (7) 定期利用団体より利用料金納入済みでありながら、他団体へ利用を譲る行為は厳禁とする。
また、利用日の移動はできない。
一度、利用申請をキャンセルし、再申請(手続き)が必要となる。

3. 利用調整方法など

- (1) 第一に、市の施策である「ジュニアスポーツクラブ育成支援」のため、当該クラブ(あるいはジュニアスポーツクラブ)については、通年で毎週1回の活動の場を確保する。
- (2) 第二に、一般団体については、原則毎週1回の利用とし、希望が重複する場合は話し合いまたは抽選により決定するか、団体間の協議による隔週での利用とする。
※調整困難の場合は抽選とする。
- (3) 上記の調整後、更に空きがある場合は、「あらいジュニアスポーツクラブ」、「一般団体」の順で週2回以上の利用を可とする。

4. 定期利用希望日の調整要領

- (1) 別紙「利用希望調査書」において利用可能期日・期間となっている日について、申込希望をすることができます。基本、調整不要の現状維持でお願いいたたく存じます。
- (2) 上記(1)にて該当項目を記入し、令和3年11月28日(日)までに提出(必着)してください。
※「妙高市体育施設条例施行規則」による、120日前規定により、12月2日(木)で4月1日(金)の一般利用者の申請(申込み)が出来ることから、提出期限厳守でお願いします。
- (3) 希望結果を受け、事務局にて調整を行います。
※利用方法や調整結果などの報告について、後日、調整会議を行います。開催日程が決まり次第、追って連絡します。(3月上旬開催予定ですが、新型コロナウイルス感染状況により、変更や中止とすることがあります)
- (4) 上記、(3)の結果を受け、他団体と重複がない団体は調整決定とします。重複がある団体は団体間での自主調整が必要となります。団体代表者の連絡先をお教えしますので当事者間での調整をお願いします。
その際の調整において、他の曜日ですでに決定している団体との調整は原則できないものとします。基本、空いている曜日・時間帯とします。
なお、自主調整により決定しない場合は話し合いまたは抽選により決定するか、団体間の協議による隔週での利用とします。
- (5) 調整後、祝日や冬期間など事前に利用しない日程がありましたら、併せてご連絡ください。一般開放いたします。
- (6) 利用申請(利用料納入)について
① 毎年お願いしていますが、早めの利用申請(利用料納入)ルールを守らない団体があります。
「調整結果は、各団体の利用を決定(許可)するものではないので、結果に基づき遅くとも【利用日の2週間前まで】には、所定の施設利用申請書にて受付窓口で手続きを行うこと。また、利用当日に納入することがないようにすること。」
となっています。

- ② 原則、毎月毎の利用申請（利用料納入）が必要です。
 - ③ 利用月の前月末には、利用申請（利用料納入）が完了していることが条件となります。
上記のルールを守れない団体は、定期利用を許可しません。
- ※一般利用者より、クレームが届いています。